

武蔵村山市マイナンバーカード
出張申請サポート等業務委託
プロポーザル実施要領

令和4年10月
市民部市民課

1 目的

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託実施要領(以下「実施要領」という。)は、武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等事業者の選定について、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託

(2) 業務内容

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 業務期間(契約期間)

マイナンバーカード出張申請サポート 契約締結日の翌日～令和5年3月31日

マイナポイント申込者への支援 契約締結日の翌日～令和5年3月31日

3 事業規模(見積限度額)

50,794千円(消費税及び地方消費税を含む。)

内訳

マイナンバーカード出張申請サポート 34,810千円

マイナポイント申込者への支援 15,984千円

※ 令和4年第4回武蔵村山市議会定例会の議決により、令和4年度武蔵村山市一般会計補正予算が成立しなかった場合又は本業務の執行が不可能な程度まで本業務に係る予算が減額された場合は、契約を締結しない。ただし、議決により減額された額が本業務の執行が可能な程度の減額にとどまる場合は、別途優先契約交渉権者と協議することとし、協議の結果、双方が合意した場合は契約を締結することができるものとする。

4 スケジュール(予定)

月	日	曜日	内 容	備 考
10	27	木	第1回審査委員会の開催	実施要領・仕様書の決定
	31	月	案件の公示及び実施要領・仕様書・参加申込書等の配布・仕様書等に関する質問受付開始	HP公開 参加申込受付開始
11	10	木	案件の公示終了 参加申込書の提出期限	HP公開終了 正午必着
			第一次審査(書類審査)結果通知	申込者全員 11月10日～11月17日を第一次審査結果に対する説明期間とする。
			見積書・企画提案書受付開始	持参又は郵送(必着)

	16	水	仕様書等に関する質問書の提出期限	H P 公開
	18	金	仕様書等に関する質問書の回答期限	H P 公開
	22	火	見積書・企画提案書提出期限	持参又は郵送（必着）
	24	木	第二次審査(プレゼンテーション審査)	1者につき50分程度予定 (説明30分、質疑20分)
			第2回審査委員会の開催	優先契約交渉権者の決定
	25	金	第二次審査結果の通知	11月25日～12月2日を第二次審査結果に対する説明期間とする。
12月上旬			契約の締結	補正予算成立後

5 実施形式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

- (1) 本業務の遂行に必要な能力を有し、参加申込書提出日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。
 - ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること。
 - イ 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - エ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
 - カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - キ 過去3年以内にマイナンバーカード出張申請サポート及びマイナポイント申込支援の受託実績があること。
- (2) 参加申込書の提出時点において要件を満たしていた事業者が契約締結までに参加資格を有しなくなったときには、その時点で参加資格を失う。

7 募集方法

本プロポーザルの実施についての公示を市ホームページで行い、参加申込書、仕様書等説明資料の配布を合わせて行う。

8 優先契約交渉権者決定方法

- (1) 優先契約交渉権者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

- (2) 優先契約交渉権者は、別に定めるところにより置く武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、市長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準（後述）に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉権者とし、随意契約を締結する。
ただし、契約の締結に至らない場合は、評価点の合計が次に高い提案事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。
- (6) 選考の結果は、提案事業者全てに通知する。
- (7) 提案事業者が1者のみの場合でも審査を行う。審査委員の評価点の平均点が満点の2分の1未満のときは、優先契約交渉権者を選定しない。

9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。
なお、次の提出期限までに参加申込書の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申込書（第1号様式） 1部
- イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票（写し） 1部
- ウ 業務実績書（第2号様式） 1部
- エ 業務実績が分かる契約書（1面）の写し 1部

(2) 提出期限

令和4年11月10日(木) 正午(必着)

(3) 提出方法

主管課窓口持参、郵送又は電子メールで提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、メール件名を「【事業者名】武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託（参加申込書）」とし、PDFファイルで提出書類を送付すること。電子メール送信後は、送信確認の電話連絡をすること。

(4) 提出先

武蔵村山市 市民部 市民課 窓口係（住所等は9ページに記載）

10 第一次審査（参加資格審査）

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書（第3号様式）を令和4年11月10日（木）午後5時頃までに電子メールで通知する。

なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された事業者は、令和4年11月10日（木）から同年11月17日（木）までの期間においてその理由について説明を求めることができる。

(2) 留意事項

提出後の差し替えは認めず、書類は返却しない。

11 企画提案書の提出

第一次審査において、参加資格審査結果通知書により参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

表紙を第4号様式として企画提案書（任意様式）を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書は、表1の項番順に従って、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

【表1】 企画提案書に記載する事項について

No.	項目	記載内容
1	会社概要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり必要な事項
2	本業務の実績	本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、その概要
3	業務の実施方法	(1) 出張申請会場の選定・実施回数 (2) 出張申請会場内における集客 (3) 実施体制 (4) 宣伝 (5) セキュリティ
4	その他	独自の提案があれば、具体的に記載する。

(3) 提出期限

令和4年11月22日（火）午後5時（必着）

(4) 提出部数

正本：1部 副本：10部

(5) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）で提出すること。

(6) 提出先

武蔵村山市 市民部 市民課 窓口係（住所等は9ページに記載）

(7) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 様式は任意であるが、A4版（一部A3版の資料折込使用可）で作成すること。ページ数は50ページ以内、縦版を基本とし、ページ番号を付すこと。

ウ 表紙には、事業者名を記載すること。

エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。

オ 提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会からの要請のあったものについてはこの限りではない。

カ 提出後の書類は返却しない。

12 見積書の提出

(1) 提出書類

ア 仕様書での要求要件を全て満たすために必要となる見積書（第5号様式）

イ アに係る内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

令和4年11月22日（火）午後5時（必着）

(3) 提出部数

正本：1部 副本：10部

(4) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）で提出すること。

(5) 提出先

武蔵村山市 市民部 市民課 窓口係（住所等は9ページに記載）

(6) 提出上の留意点

ア 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格となるため注意すること。

イ 内訳書は、マイナンバーカード出張申請サポートに要する費用とマイナポイント申込者への支援に要する費用を区別して作成すること。

13 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和4年11月11日（金）午前9時から

令和4年11月16日（水）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

質問事項は、質問書（第6号様式）に必要事項を記入し電子メールで提出すること。メール件名は「【事業者名】武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託（質問書）」とし、電子メール送信後に送信確認の電話連絡をすること。

なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しないことに留意すること。

(3) 提出先

武蔵村山市 市民部 市民課 窓口係（メールアドレス等は9ページに記載）

(4) 回答

提出された全ての質問と回答について、令和4年11月18日（金）までに電子メールにより提案事業者全てに通知するとともに、市ホームページで公開する。

14 第二次審査（プレゼンテーション）

(1) 概要

ア 審査委員会を開催し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、5名とする。

(2) 開催日（予定）

令和4年11月24日（木）とし、実施日等は、第一次審査により決定した提案事業者に対し電子メールにより別途通知する。

(3) 場所

さくらホール会議室（予定）

(4) 審査基準

ア 「15 審査基準 表2」の各評価項目に対し、各委員が評価採点を行う。

イ 全委員の採点を合計して平均点（平均点に端数が生じた場合は端数を切り捨てるものとする。）を算出し、これに「15 審査基準 表3」の点数を加えたものを評価点とする。評価採点が最も高い事業者を優先契約交渉権者として決定する。

ウ 上記項目により、業務評価の委員1人当たりの最高点は90点、これに価格評価点の最高点を足し、最高評価点は100点とする。

エ 第一次審査の通過者が1者の場合は、第二次審査における業務評価の採点の平均点が45点未満である場合を除き、優先契約交渉権者とする。

(5) 審査方法

ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ プレゼンテーションへの参加人数は5人以内とし、実際に業務を委託した際に主として担当する者を出席させること。

ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ 実施時間は、1事業者につき50分以内（原則として、プレゼンテーションで30分以内及び質疑応答20分以内）とする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。また、パソコン及びプロジェクターの使用を許可するが、パソコンは事業者が持参すること。

なお、プロジェクター、コード類及びスクリーンについては市が用意するため、使用する事業者は企画提案書提出時に申し出ること。

カ 審査は個別に行い、非公開とする。ただし、プレゼンテーションの内容は、録音する場合がある。

キ 開始時間、会場等の詳細は、電子メールで連絡する。

(6) 審査結果

審査の結果は、令和4年11月25日（金）に電子メールにより第二次審査を受けた全事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書（第7号様式）により通知する。

なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先契約交渉権者として決定されなかった参加事業者は、令和4年11月25日（金）から令和4年12月2日（金）までの期間において決定されなかった理由について説明を求めることができる。

15 審査基準

業務評価の審査基準は表2のとおりとする。また、価格評価の審査基準は表3のとおりとする。

【表2】業務評価の審査基準

項番	評価項目	評価視点	評価基準	配点
1	企業評価	資本金、売上金、経営状況等に問題はないか。	特に優れている	5
			優れている	4

			普通である	3
			やや劣っている	2
			劣っている	1
2	業務実績	本業務と同種・類似の案件を受託した実績があるか。	特に優れている	5
			優れている	4
			普通である	3
			やや劣っている	2
			劣っている	1
3	出張申請会場の選定・実施回数	大規模商業施設など、より多くの市民が手続きしやすい場所を出張申請会場として選定しているか。出張申請実施回数は十分か。	特に優れている	20
			優れている	15
			普通である	10
			やや劣っている	5
			劣っている	1
4	出張申請会場内における集客	出張申請会場で市民が興味を引くような集客をしているか。 例：マイナちゃんの着ぐるみ、グッズの配布など。	特に優れている	10
			優れている	7
			普通である	5
			やや劣っている	3
			劣っている	1
5	実施体制	市民がスムーズに手続きできる体制になっているか。市民からの問合せや苦情等について対応できる体制が整っているか。	特に優れている	10
			優れている	7
			普通である	5
			やや劣っている	3
			劣っている	1
6	宣伝	出張申請会場に足を運んでもらえるように宣伝を十分に実施しているか。	特に優れている	20
			優れている	15
			普通である	10
			やや劣っている	5
			劣っている	1
7	セキュリティ	申請書の保管方法及び引渡方法について、セキュリティ対策は十分か。個人情報を漏洩しないための措置は十分か。	特に優れている	10
			優れている	7
			普通である	5
			やや劣っている	3
			劣っている	1
8	その他提案事項	独自の提案事項などがあるか。	特に優れている	10
			優れている	7
			普通である	5
			やや劣っている	3
			劣っている	1

【表3】 価格評価の審査基準

見積額	配点
見積限度額を超えた場合	失格
見積限度額と同額	2
見積限度額の90%以上100%未満	4
見積限度額の85%以上90%未満	6
見積限度額の80%以上85%未満	8
見積限度額の80%未満	10

16 契約の交渉及び締結

(1) 通則

契約に際しては、優先契約交渉権者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されていない場合又は協議が調わなかった場合は、次点の提案事業者との協議に移るものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、優先契約交渉権者から提出された見積額を超えない額とする。

(3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

17 情報公開及び提供

(1) 情報公開の内容

ア 優先契約交渉権者決定前

実施要領、仕様書及び武蔵村山市マイナンバーカード出張申請事業委託プロポーザル審査委員会要領（以下「審査委員会要領」という。）

イ 優先契約交渉権者決定後

実施要領、仕様書、審査委員会要領、決定された優先契約交渉権者及び審査結果（決定された優先契約交渉権者以外は匿名とする。）

(2) 提供方法

市ホームページ

18 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 当市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。

(4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した提案事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した提案事業者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。

(6) 当市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるもの

とする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先契約交渉権者決定前において、決定に影響を与えるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

19 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザル及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

20 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局（後述）宛てに提出すること。
- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉権者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

21 事務局（問合せ・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市 市民部市民課 窓口係 担当：市場・大嶋

電話：042-565-1111（内線146）

FAX：042-562-9422

Email：shimin@city.musashimurayama.lg.jp

(第1号様式)

年 月 日

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託
プロポーザル審査委員会委員長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

参加申込書

企画提案に参加したいので、下記のとおり関係書類を添えて参加を申し込みます。

記

1 件 名 武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託

2 添付書類

- 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票（写し）
- 業務実績書（第2号様式）
- 業務実績が分かる契約書（1面）の写し

裏面も記入してください。

本件の参加申込書に関する問い合わせ等の担当部署は、次のとおりです。

商号又は名称 _____

所 属 名

職 名

(フリガナ)

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

ファクシミリ番号 _____

メールアドレス _____

(第2号様式)

業 務 実 績 書

事業者名 _____

【武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託に類似する業務に関する契約実績】

No.	発注者	契約件名	契約期間	業務概要
1			～	
2			～	
3			～	
4			～	
5			～	

※ 記載する実績は1件以上5件を上限とする。

※ 契約実績の内容が確認できる書類（契約書表紙の写し等）を添付すること。

(第3号様式)

年 月 日

様

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託
プロポーザル審査委員会委員長

参加資格審査結果通知書

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託プロポーザルの参加申込みの審査結果について、下記のとおり通知します。

記

1 参加資格を満たしているので、参加について次のとおり受け付けました。

(1) 受付日 令和 年 月 日

(2) 受付番号 第 号

2 参加資格を満たしていません。

(理由：)

(説明を求めることのできる期限：令和4年11月17日まで)

※ どちらかの数字に○を記入すること。

(第4号様式)

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託
プロポーザル審査委員会委員長 様

所在地
商号又は名称
代表者

印

企 画 提 案 書

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。なお、提出書類のすべての記載事項に相違ないことを誓約します。

【提出書類】

- 企画提案書【任意様式】
- 見積書【第5号様式】及びその内訳書【任意様式】

本件の企画提案書に関する問合せ等の担当部署及び担当者

担 当 部 署	
役 職 ・ 氏 名	
住 所	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

(第5号様式)

年 月 日

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託
プロポーザル審査委員会委員長 様

所在地
商号又は名称
代表者

印

見積書

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託の企画提案についての金額を次のとおり見積りします。

企画提案見積金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥									

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 見積内訳は別紙(様式任意)のとおり。

(様式任意)

見積内訳書 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

分類	項目	単位	数量	見積金額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
マイナンバーカード 出張申請サポート				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	小 計			円
マイナポイント 申込者への支援				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	小 計			円
合 計				円

- ※ 積算に当たって、項目欄に業務名称を記載し、単位、数量、金額を記入すること。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。
- ※ 内訳書にはマイナンバーカード出張申請サポートに要する経費及びマイナポイント申込者への支援に要する経費が区別できるように記入すること。

(第6号様式)

令和 年 月 日

質 問 書

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託について、次の項目について質問します。

事 業 者 名

電 話 番 号

ファクシミリ番号

メールアドレス

No.	質問事項
1	
2	
3	
4	
5	

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

(第7号様式)

令和 年 月 日

様

武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託
プロポーザル審査委員会委員長

プロポーザル審査結果通知書

企画提案書の提出があった武蔵村山市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託のプロポーザルについて、審査委員会において審査した結果、下記のとおり通知します。

記

- 1 企画提案を採用します。
- 2 次の理由により、企画提案は採用されませんでした。
(理由：)
(説明を求めることのできる期限：令和4年12月2日(金)まで)

※ どちらかの数字に○を記入すること。